

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	沖縄総合事務局長
【提出日】	2020年2月10日
【会社名】	株式会社BASE沖縄野球球団
【英訳名】	BASE Okinawa Baseball Team Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	小林 太志
【本店の所在の場所】	沖縄県宜野湾市真志喜二丁目27番8号
【電話番号】	098-917-2353
【事務連絡者氏名】	小林 太志
【最寄りの連絡場所】	沖縄県浦添市仲西一丁目3番25号 浦添球団事務所
【電話番号】	098-917-0707
【事務連絡者氏名】	小林 太志
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	優先株式
【届出の対象とした募集金額】	募集金額
	A 1種優先株式 80,000,000円
	B 1種優先株式 160,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

(注) 募集金額は、本有価証券届出書提出日現在の見込額を記載しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

【A1種優先株式】

種類	発行数	内容
A1種優先株式	800株	(注)2、3

(注)1. 発行決議

本有価証券届出書によるA1種優先株式に係る募集は、2020年2月10日開催の臨時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において決議されております。

2. 本有価証券届出書に記載のA1種優先株式の発行数800株は、本株主総会において決議されたA1種優先株式の発行数の上限です。A1種優先株式に係る勧誘は本有価証券届出書提出後に行うため、本有価証券届出書提出日現在では発行数は確定しておりません。
3. A1種優先株式の内容は以下の通りです。

(1) 優先配当金

A1種優先配当金

当社は、剰余金の配当を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA1種優先株式を有する株主（以下「A1種優先株主」という。）又はA1種優先株式の登録株式質権者（以下「A1種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A1種優先株式1株につき、A1種優先株式1株当たりの払込金額相当額に、年率2%（以下「A1種優先配当率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第1位まで計算し、その小数第1位を四捨五入する。）（以下「A1種優先配当金」という。）の配当を行う。

ただし、当該配当に係る基準日を含む事業年度に属する日を基準日として、A1種優先配当金の全部又は一部の配当（下記に定める累積未払A1種優先配当金の配当を除く。）がすでに行われているときは、かかる配当の累積額を控除した額とする。また、A1種優先配当金の配当の基準日からA1種優先配当金の支払いが行われる日までの間に、当社が下記(2)に従い残余財産の分配を行った又は下記(3)に従いA1種優先株式を取得した場合には、当該A1種優先株式につき当該基準日にかかる剰余金の配当を行うことを要しない。

累積条項

ある事業年度に属する日を基準日として、A1種優先株主又はA1種優先登録株式質権者に対して支払う1株あたり剰余金の配当（以下に定める累積未払A1種優先配当金の配当を除く。）の額の合計額がA1種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）以降、実際に支払われた日（同日を含む。）まで、払込金額に対しA1種優先配当率で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第1位まで計算し、その小数第1位を四捨五入する。累積した不足額（以下「累積未払A1種優先配当金」という。）については、A1種優先配当金及び普通株主若しくは普通登録株式質権者に対する配当金の支払いに先立って、これをA1種優先株主又はA1種優先登録株式質権者に対して支払う。

非参加条項

A1種優先株主又はA1種優先登録株式質権者に対しては、同一事業年度内に、A1種優先配当金及び累積未払A1種優先配当金の額を超えて剰余金を配当しない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(2) 残余財産の分配

当社は、残余財産（その種類を問わない。以下同じ。）の分配をするときは、A1種優先株主又はA1種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A1種優先株式1株あたりの残余財産分配価額として、以下の算式に基づいて算出される額（以下「基準価額」という。）を支払う。

(基準価額算式)

1株あたりの残余財産分配価額 = A 1種優先株式の払込金額10万円 + 累積未払A 1種優先配当金 + 前事業年度未払A 1種優先配当金 + 当事業年度未払A 1種優先配当金額

「累積未払A 1種優先配当金」とは、残余財産分配がなされる日(以下「残余財産分配日」という。)を実際に支払われた日として、上記(1)に従い計算される額の合計額のうち、残余財産分配日までに実際に支払われていない額とする。

「前事業年度未払A 1種優先配当金」とは、基準日の如何にかかわらず、残余財産分配日の属する事業年度の前事業年度(以下本項において「前事業年度」という。)に係るA 1種優先配当金のうち、残余財産分配日までに実際に支払われていないA 1種優先配当金がある場合における当該前事業年度に係るA 1種優先配当金の不足額(ただし、累積未払A 1種優先配当金に含まれる場合を除く。)とする。

「当事業年度未払A 1種優先配当金額」とは、10万円にA 1種優先配当率を乗じて算出した金額について、残余財産分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)以降、残余財産分配日(同日を含む。)までの期間の実日数につき日割計算により算出される金額から、残余財産分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)以降に当該事業年度に属する日を基準日として支払われた配当(累積未払A 1種優先配当金及び前事業年度未払A 1種優先配当金を除く。)がある場合における当該配当の累積額を控除した金額とする。

なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第1位まで計算し、その小数第1位を四捨五入する。

A 1種優先株主又はA 1種優先登録株式質権者に対しては、基準価額を超えて残余財産の分配を行わない。

(3) 金銭を対価とする取得条項(強制転換)

当社が、当社の運営するプロ野球球団の一般社団法人日本野球機構(NPB)への加入を株主総会の決議により決定した場合には、当社は、代表取締役社長が別に決定する日において、A 1種優先株主又はA 1種登録株式質権者の意思にかかわらず、法令上可能な範囲で、次に定める取得価額の金銭の交付と引換えにA 1種優先株式の全部又は一部を取得することができる(当該取得を行う日を、以下「金銭対価取得条項取得日」という。)。なお、一部を取得するときは、比例按分その他代表取締役社長が決定する合理的方法により、取得すべきA 1種優先株式を決定する。

A 1種優先株式1株あたりの取得価額は、上記(2)に定める基準価額算式に従って計算される。なお、本項の取得価額を算出する場合は、上記(2)に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得条項取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。

(4) 譲渡制限

譲渡によるA 1種優先株式の取得については、当社の取締役会による承認を要するものとする。

(5) 議決権

A 1種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(6) 種類株主総会

当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、A 1種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(7) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、A 1種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。当社は、A 1種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

(8) 合併、株式交換又は株式移転の場合の措置

当社は、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは共同株式移転をするときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A 1種優先株主又はA 1種優先登録株式質権者に対し、A 1種優先株式1株につきA 1種優先残余財産分配額に相当する額の存続会社、新設会社又は完全親会社の株式及び金銭その他の財産(以下「割当株式等」という。)が割当てられるようにする。

A 1種優先株主又はA 1種優先登録株式質権者に対してA 1種優先残余財産分配額の全額に相当する額の割当株式等が割当てられた後に、なお当社の株主に割当てられる割当株式等がある場合には、A 1種

優先株主又はA 1種優先登録株式質権者は、A 1種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの割当株式等と同一の額の割当株式等の割当てを受ける。

4. A 1種優先株式は、金融商品取引所において上場の予定はありません。
5. 当社は、A 1種優先株式のほかに普通株式、A 2種優先株式、A 3種優先株式、B 1種優先株式、B 2種優先株式及びB 3種優先株式についての定款の定めを置いております。
A 2種優先株式及びA 3種優先株式については、その払込金額相当額にその発行に先立って株主総会の決議によって3%を上限として定める配当年率を乗じて算出した額の金銭が優先配当金として支払われます。また、残余財産の分配については、普通株主及び普通登録株式質権者に優先いたします。これらを勘案して、A 2種優先株式を有する株主及びA 3種優先株式を有する株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を有しないこととしております。
B 1種優先株式、B 2種優先株式及びB 3種優先株式については、剰余金の配当はしないと定められております。残余財産の分配については、普通株主及び普通登録株式質権者に優先いたします。これらを勘案して、B 1種優先株式を有する株主、B 2種優先株式を有する株主及びB 3種優先株式を有する株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を有しないこととしております。

【B 1種優先株式】

種類	発行数	内容
B 1種優先株式	1,600株	(注) 2、3

(注) 1. 発行決議

- 本有価証券届出書によるB 1種優先株式に係る募集は、本株主総会において決議されております。
2. 本有価証券届出書に記載のB 1種優先株式の発行数1,600株は、本株主総会において決議されたB 1種優先株式の発行数の上限です。B 1種優先株式に係る勧誘は本有価証券届出書提出後に行うため、本有価証券届出書提出日現在では発行数は確定しておりません。
 3. B 1種優先株式の内容は以下の通りです。
 - (1) 剰余金の配当
当社は、B 1種優先株式を有する株主（以下「B 1種優先株主」という。）又はB 1種優先株式の登録株式質権者（以下「B 1種優先登録株式質権者」という。）に対しては、剰余金の配当はしない。
 - (2) 残余財産の分配
当社は、残余財産（その種類を問わない。以下同じ。）の分配をするときは、B 1種優先株主又はB 1種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B 1種優先株式の払込金額10万円（以下「基準価額」という。）を支払う。B 1種優先株主又はB 1種優先登録株式質権者に対しては、基準価額を超えて残余財産の分配を行わない。
 - (3) 金銭を対価とする取得請求権（転換請求権）
B 1種優先株主は、当社に対し、2025年1月18日以降いつでも、金銭を対価としてB 1種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができる（当該請求をした日を、以下「金銭対価取得請求権取得日」という。）。当社は、この請求がなされた場合には、B 1種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、金銭対価取得請求権取得日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、金銭対価取得請求権取得日に、B 1種優先株主に対して、基準価額の交付を行うものとする。ただし、分配可能額を超えてB 1種優先株主から取得請求があった場合、取得すべきB 1種優先株式は取得請求される株式数に応じた比例按分その他の方法により代表取締役社長が決定することとし、これにより取得されなかったB 1種優先株式については、当該金銭対価取得請求権がなされなかったものとみなす。
 - (4) 金銭を対価とする取得条項（強制転換）
以下の各号に定める事由が生じた場合には、当社は、代表取締役社長が別に決定する日において、B 1種優先株主又はB 1種登録株式質権者の意思にかかわらず、法令上可能な範囲で、以下のそれぞれの算式に基づいて算出される取得価額（円位未満小数第1位まで計算し、その小数第1位を四捨五入する。）の金銭の交付と引換えにB 1種優先株式の全部又は一部を取得することができる。なお、一部を取得するときは、比例按分その他代表取締役社長が決定する合理的な方法により、取得すべきB 1種優先株式を決定する。
2025年1月17日まで（当日を含む。）に当社の運営するプロ野球球団の一般社団法人日本野球機構（NPB）への加入を株主総会の決議により決定した（以下「強制転換事由」という。）場合
取得価額 = B 1種優先株式の払込金額10万円 × 1.5

2025年1月18日以後（当日を含む。）に強制転換事由が発生した場合

取得価額 = B 1 種優先株式の払込金額10万円 × 2

2030年1月18日以後（当日を含む。）（ただし、2030年1月17日以前（当日を含む。）に強制転換事由が発生している場合を除く。）

取得価額 = B 1 種優先株式の払込金額10万円

(5) 譲渡制限

譲渡による B 1 種優先株式の取得については、当社の取締役会による承認を要するものとする。

(6) 議決権

B 1 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(7) 種類株主総会

当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、B 1 種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(8) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、B 1 種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。当社は、B 1 種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

(9) 合併、株式交換又は株式移転の場合の措置

当社は、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは共同株式移転をするときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B 1 種優先株主又は B 1 種優先登録株式質権者に対し、B 1 種優先株式 1 株につき B 1 種優先残余財産分配額に相当する額の存続会社、新設会社又は完全親会社の株式及び金銭その他の財産（以下「割当株式等」という。）が割当てられるようにする。

B 1 種優先株主又は B 1 種優先登録株式質権者に対して B 1 種優先残余財産分配額の全額に相当する額の割当株式等が割当てられた後に、なお当社の株主に割当てられる割当株式等がある場合には、B 1 種優先株主又は B 1 種優先登録株式質権者は、B 1 種優先株式 1 株当たり、普通株式 1 株当たりの割当株式等と同一の額の割当株式等の割当てを受ける。

4. B 1 種優先株式は、金融商品取引所において上場の予定はありません。

5. 当社は、B 1 種優先株式のほかに普通株式、A 1 種優先株式、A 2 種優先株式、A 3 種優先株式、B 2 種優先株式及び B 3 種優先株式についての定款の定めを置いております。

A 1 種優先株式については、その払込金額相当額に A 1 種優先配当率を乗じて算出した額の金銭が優先配当金として支払われます。また、A 2 種優先株式及び A 3 種優先株式については、その払込金額相当額にその発行に先立って株主総会の決議によって 3% を上限として定める配当率を乗じて算出した額の金銭が優先配当金として支払われます。また、A 1 種優先株式、A 2 種優先株式及び A 3 種優先株式は、残余財産の分配については、普通株主及び普通登録株式質権者に優先いたします。これらを勘案して、A 1 種優先株式を有する株主、A 2 種優先株式を有する株主及び A 3 種優先株式を有する株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を有しないこととしております。

B 2 種優先株式及び B 3 種優先株式については、剰余金の配当はしないと定められております。残余財産の分配については、普通株主及び普通登録株式質権者に優先いたします。これらを勘案して、B 2 種優先株式を有する株主及び B 3 種優先株式を有する株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を有しないこととしております。

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分		発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
募集株式のうち株主割当				
募集株式のうちその他の者に対する割当				
募集株式のうち一般募集	A 1種優先株式	800株	80,000,000	40,000,000
	B 1種優先株式	1,600株	160,000,000	80,000,000
発起人の引受株式				
計（総発行株式）		2,400株	240,000,000	120,000,000

(注) 1. 当社の直接募集によります。

2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は120,000,000円であります。

(2)【募集の条件】

【A 1種優先株式】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
100,000	50,000	1株	2020年2月26日（水）～ 2020年3月26日（木）	1株につき発行価格と同一の金額	2020年3月27日（金）

(注) 1. 当社の直接募集によります。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 申込期間内に、A 1種優先株式の割当予定先による後記申込取扱場所へ申込みがされない場合は、A 1種優先株式に係る割当は行われませんこととなります。

4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所において申込みをするものとし、かつ申込証拠金を添えて行うものとしします。

5. 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。

6. 申込証拠金には、利息をつけません。

7. 払込期日は、会社法上の払込期日であり、申込証拠金の振込みの期限とは異なります。申込証拠金の振込み等が申込期間内に行われません場合には、有効な申込みとして取り扱われません場合があります。

【B 1種優先株式】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
100,000	50,000	1株	2020年2月26日（水）～ 2020年3月26日（木）	1株につき発行価格と同一の金額	2020年3月27日（金）

(注) 1. 当社の直接募集によります。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 申込期間内に、B 1種優先株式の割当予定先による後記申込取扱場所へ申込みがされない場合は、B 1種優先株式に係る割当は行われませんこととなります。

4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所において申込みをするものとし、かつ申込証拠金を添えて行うものとしします。

5. 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。

6. 申込証拠金には、利息をつけません。

7. 払込期日は、会社法上の払込期日であり、申込証拠金の振込みの期限とは異なります。申込証拠金の振込み等が申込期間内に行われません場合には、有効な申込みとして取り扱われません場合があります。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社BASE沖縄野球球団 浦添球団事務所	沖縄県浦添市仲西一丁目3番25号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
琉球銀行 大謝名支店	沖縄県宜野湾市大謝名215番地

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
240,000,000	8,000,000	232,000,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額は、8,000,000円を見込んでおります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
当社が管理・運営するプロ野球球団である琉球ブルーオーシャンズ所属の選手に係る費用	113	2020年4月～2020年12月
球団運営費用	119	2020年4月～2020年12月

(注) 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【企業情報】**第1【企業の概況】****1【主要な経営指標等の推移】**

当社は、2019年7月18日に設立され、本有価証券届出書提出日現在において第1期会計年度が終了しているものの、当該会計年度に係る計算書類等の作成が未了であるため、該当事項はありません。

2【沿革】

年月	概要
2019年7月	沖縄県宜野湾市に当社を設立(資本金10,000,000円)
2020年3月	プロ野球球団である琉球ブルーオーシャンズの興行開始(予定)

3【事業の内容】

プロ野球球団である琉球ブルーオーシャンズの管理・運営。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の被所有割合(%)	関係内容
(完全親会社) 株式会社BASE	東京都千代田区有楽町 1-12-1	8,000万円	スポーツ選手の マネジメント業	100.0	役員の兼任3名

(注) 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5【従業員の状況】

提出会社の状況

2020年1月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
8(4)	34.8	1	4,200

(注) 1. 従業員数は就業人員数(他社から当社への出向者を含んでおります。)であり、臨時雇用数は()内に外数で記載しております。

2. 当社は「プロ野球球団の管理・運営」業の単一セグメントであるため、セグメント情報との関連については、記載しておりません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社は、「沖縄の地をリスペクトし、県民と共に歩み、共に繁栄する」という経営理念のもと、沖縄にプロ野球球団を発足させるべく、設立以来活動をしております。

2【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性のあるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 球団運営に係るリスクについて

球場使用に関するリスク

当社が行うプロ野球球団の運営事業においては、野球の試合会場となる球場を確保することが重要です。この点、当社は、宜野湾市、浦添市、宮古島市の球場を使用する予定ですが、行政機関との関係性の変化や方針の変更等により予定通り球場を使用できない可能性があります。また、他の団体による球場の使用が、当社によるプロ野球球団の使用に優先する場合があります。さらに、当社によるプロ野球球団の試合が行われる球場はいずれも屋外球場であり、荒天時には試合を行うことができません。このため、当社の想定通り球場を使用することができず、その結果、当社の事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

選手の行動に起因する、レピュテーションリスク

当社が行うプロ野球球団の主たる経営資源は選手です。このため、選手が犯罪その他の違法な行為若しくは社会的に批判される行動を取った場合、又はそのような疑いが生じた場合、当社のレピュテーションに悪影響が生じ、その結果、当社の事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

選手の獲得に関するリスク

当社が行うプロ野球球団の運営においては、経営資源である選手の質・数が球団運営における重要な要素となります。当社は、日々選手の獲得活動を行っておりますが、当社が行うプロ野球球団は発足後まもないことから既存のプロ野球球団と比べて実績、知名度等で劣る可能性があり、当社の想定通りに選手の獲得が進まない可能性があります。その結果、当社の事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

チケットの販売収入及び広告・協賛金収入に関するリスク

当社の想定通り、チケットの販売実績を上げられない可能性があります。また、当社の想定通り、企業からの広告収入実績や協賛金による収入実績を上げられない可能性があります。その結果、当社の事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

一般社団法人日本野球機構（NPB）に加入できないリスク

当社の想定通りにプロ野球球団が日本野球機構（NPB）に加入できない可能性があります。その結果、当社の事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 景気低迷に係るリスクについて

当社が行うプロ野球球団の運営は興業の側面を有し、我が国の景気が低迷した場合には、かかる景気低迷の影響を受けやすく、当社の想定通りのチケットの販売実績や広告収入及び協賛金を上げられない可能性があります。その結果、当社の事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) プロ野球人気低迷に係るリスクについて

我が国には、野球以外にもサッカー、バスケットボールをはじめとする多数のプロスポーツを運営する団体が存在しており、それぞれが独自の戦略のもと、集客・グッズ販売等の分野を進めており、プロスポーツ人気の多極化が進みつつあります。かかる状況のもとでは、特定のプロスポーツが人気を独占することは難しく、今後のその傾向が加速した場合には、プロ野球人気自体が低迷する可能性があります。その場合には、当社が行うプロ野球球団の運営にも悪影響を及ぼす可能性があり、その結果、当社の事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 優先株式に係るリスクについて

当社は、A 1 種優先株式及びB 1 種優先株式を発行しており、当該優先株式に関して下記のリスクが生じる可能性があります。

議決権等に関するリスク

A 1 種優先株主及びB 1 種優先株主は、株主総会において議決権を有しないとされています。したがって、例えば取締役又は監査役の選任、配当の決定、計算書類の承認等の株主総会の議案につき議決権を行使することはできません。

また、当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、A 1 種優先株主を構成員とする種類株主総会及びB 1 種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しないとされており、A 1 種優先株主を構成員とする種類株主総会及びB 1 種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要する事項が限定されています。

以上のとおり、A 1 種優先株主及びB 1 種優先株主は、株主総会及び種類株主総会における議決権行使を通じた当社の意思決定に参加することが原則としてできないことから、当社が、A 1 種優先株主及びB 1 種優先株主の意思に沿わない意思決定をする可能性があります。

配当に関するリスク

A 1 種優先株式は、A 1 種優先配当金を受ける権利が定められておりますが、当社の事業状況、経営成績、財政状態、キャッシュ・フローの状況によっては、想定した金額の配当が実施でされない又は配当そのものが実施されない可能性があります。

優先株式の取得に関するリスク

B 1 種優先株主は、当社に対し、2025年1月18日以降いつでも、金銭を対価としてB 1 種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができます。B 1 種優先株主の請求に基づき、当社がB 1 種優先株式を取得し、その対価としての金銭を交付した場合、当社の財政状態、キャッシュ・フロー、分配可能額等に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、A 1 種優先株式及びB 1 種優先株式には、当社の運営するプロ野球球団の一般社団法人日本野球機構（NPB）への加入を決定する株主総会の決議がなされた場合に、当社の決定によりA 1 種優先株式及びB 1 種優先株式を取得できるものとする取得条項が付されています。しかしながら、当社の事業状況、経営成績、財政状態、キャッシュ・フローの状況により、当該条件が成就しない可能性があり、また、当該条件が成就した場合であっても、当社がA 1 種優先株式若しくはB 1 種優先株式又はその両方の取得を決定しない可能性があります。

流動性に関するリスク

A 1 種優先株式及びB 1 種優先株式は金融商品取引所に上場されておりません。また、当社の株式を譲渡により取得することについては、当社取締役会の承認を受ける必要があることが定款で規定されております。そのため、A 1 種優先株主又はB 1 種優先株主は、保有するA 1 種優先株式又はB 1 種優先株式の譲渡を希望する場合であっても譲渡先が見つめることができず、また、譲渡先が見つかったとしても、当社が譲渡を承認しないときは、その保有する当社株式を譲渡することができず、保有するA 1 種優先株式又はB 1 種優先株式を換金することができない可能性があります。

(5) 課税関係に係るリスクについて

A 1 種優先株主に対する配当が行われた場合や、A 1 種優先株式又はB 1 種優先株式を売却若しくは購入した場合又は金銭を対価とする取得条項が行使された場合、A 1 種優先株主又はB 1 種優先株主に課税関係が生じる可能性があります。A 1 種優先株主又はB 1 種優先株主は、A 1 種優先株式又はB 1 種優先株式の所有又は処分等に関連する課税関係について、自ら、税務専門家からの助言を求めることが推奨されます。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は、2019年7月18日に設立され、本有価証券届出書提出日現在において第1期の会計年度が終了しているものの、当該会計年度に係る計算書類等の作成が未了であるため、該当事項はありません。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

該当事項はありません。

2【主要な設備の状況】

該当事項はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000
A1種優先株式	10,000
A2種優先株式	10,000
A3種優先株式	10,000
B1種優先株式	20,000
B2種優先株式	20,000
B3種優先株式	20,000
計	190,000

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	10,000	非上場・非登録	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式(注)1、2
A1種優先株式	223	非上場・非登録	(注)1、2、3
B1種優先株式	424	非上場・非登録	(注)1、2、4
計	10,647		

(注)1. 株式の譲渡制限に関する規定は次のとおりであります。

当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない旨の定めを設けております。

2. 当社は単元株制度を採用しておりません。
3. A1種優先株式の内容は以下の通りです。

(1) 優先配当金

A1種優先配当金

当社は、剰余金の配当を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA1種優先株主又はA1種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A1種優先株式1株につき、A1種優先株式1株当たりの払込金額相当額に、年率2%を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第1位まで計算し、その小数第1位を四捨五入する。)の配当を行う。

ただし、当該配当に係る基準日を含む事業年度に属する日を基準日として、A1種優先配当金の全部又は一部の配当(下記に定める累積未払A1種優先配当金の配当を除く。)がすでに行われているときは、かかる配当の累積額を控除した額とする。また、A1種優先配当金の配当の基準日からA1種優先配当金の支払いが行われる日までの間に、当社が下記(2)に従い残余財産の分配を行った又は下記(3)に従いA1種優先株式を取得した場合には、当該A1種優先株式につき当該基準日にかかる剰余金の配当を行うことを要しない。

累積条項

ある事業年度に属する日を基準日として、A1種優先株主又はA1種優先登録株式質権者に対して支払う1株あたり剰余金の配当(以下に定める累積未払A1種優先配当金の配当を除く。)の額の合計額がA1種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日(同日を含む。)以降、実際に支払われた日(同日を含む。)まで、払込金額に対しA1種優先配当率で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第1位まで計算し、その小数第1位を四捨五入する。累積した不足額については、A1種優先配当金及び普通株主若しくは普通登録株式質権者に対する配当金の支払いに先立って、これをA1種優先株主又はA1種優先登録株式質権者に対して支払う。

非参加条項

A 1種優先株主又はA 1種優先登録株式質権者に対しては、同一事業年度内に、A 1種優先配当金及び累積未払A 1種優先配当金の額を超えて剰余金を配当しない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(2) 残余財産の分配

当社は、残余財産（その種類を問わない。以下同じ。）の分配をするときは、A 1種優先株主又はA 1種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A 1種優先株式1株あたりの残余財産分配価額として、以下の算式に基づいて算出される額を支払う。

（基準価額算式）

1株あたりの残余財産分配価額 = A 1種優先株式の払込金額10万円 + 累積未払A 1種優先配当金 + 前事業年度未払A 1種優先配当金 + 当事業年度未払A 1種優先配当金額

「累積未払A 1種優先配当金」とは、残余財産分配がなされる日を実際に支払われた日として、上記(1)に従い計算される額の合計額のうち、残余財産分配日までに実際に支払われていない額とする。

「前事業年度未払A 1種優先配当金」とは、基準日の如何にかかわらず、残余財産分配日の属する事業年度の前事業年度に係るA 1種優先配当金のうち、残余財産分配日までに実際に支払われていないA 1種優先配当金がある場合における当該前事業年度に係るA 1種優先配当金の不足額（ただし、累積未払A 1種優先配当金に含まれる場合を除く。）とする。

「当事業年度未払A 1種優先配当金額」とは、10万円にA 1種優先配当率を乗じて算出した金額について、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降、残余財産分配日（同日を含む。）までの期間の実日数につき日割計算により算出される金額から、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降に当該事業年度に属する日を基準日として支払われた配当（累積未払A 1種優先配当金及び前事業年度未払A 1種優先配当金を除く。）がある場合における当該配当の累積額を控除した金額とする。

なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第1位まで計算し、その小数第1位を四捨五入する。

A 1種優先株主又はA 1種優先登録株式質権者に対しては、基準価額を超えて残余財産の分配を行わない。

(3) 金銭を対価とする取得条項（強制転換）

当社が、当社の運営するプロ野球球団の一般社団法人日本野球機構（NPB）への加入を株主総会の決議により決定した場合には、当社は、代表取締役社長が別に決定する日において、A 1種優先株主又はA 1種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、法令上可能な範囲で、次に定める取得価額の金銭の交付と引換えにA 1種優先株式の全部又は一部を取得することができる。なお、一部を取得するときは、比例按分その他代表取締役社長が決定する合理的な方法により、取得すべきA 1種優先株式を決定する。

A 1種優先株式1株あたりの取得価額は、上記(2)に定める基準価額算式に従って計算される。なお、本項の取得価額を算出する場合は、上記(2)に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得条項取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。

(4) 議決権

A 1種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(5) 種類株主総会

当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、A 1種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(6) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、A 1種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。当社は、A 1種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

(7) 合併、株式交換又は株式移転の場合の措置

当社は、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは共同株式移転をするときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A 1種優先株主又はA 1種優先登録株式質権者に対し、A 1種優先株式1株につきA 1種優先残余財産分配額に相当する額の存続会社、新設会社又は完全親会社の株式及び金銭その他の財産が割当てられるようにする。

A 1種優先株主又はA 1種優先登録株式質権者に対してA 1種優先残余財産分配額の全額に相当する額の割当株式等が割当てられた後に、なお当社の株主に割当てられる割当株式等がある場合には、A 1種優先株主又はA 1種優先登録株式質権者は、A 1種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの割当株式等と同一の額の割当株式等の割当てを受ける。

4. B 1 種優先株式の内容は以下の通りです。

(1) 剰余金の配当

当社は、B 1 種優先株主又はB 1 種優先登録株式質権者に対しては、剰余金の配当はしない。

(2) 残余財産の分配

当社は、残余財産（その種類を問わない。以下同じ。）の分配をするときは、B 1 種優先株主又はB 1 種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B 1 種優先株式の払込金額10万円を支払う。B 1 種優先株主又はB 1 種優先登録株式質権者に対しては、基準価額を超えて残余財産の分配を行わない。

(3) 金銭を対価とする取得請求権（転換請求権）

B 1 種優先株主は、当社に対し、2025年1月18日以降いつでも、金銭を対価としてB 1 種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができる。当社は、この請求がなされた場合には、B 1 種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、金銭対価取得請求権取得日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、金銭対価取得請求権取得日に、B 1 種優先株主に対して、基準価額の交付を行うものとする。ただし、分配可能額を超えてB 1 種優先株主から取得請求があった場合、取得すべきB 1 種優先株式は取得請求される株式数に応じた比例按分その他の方法により代表取締役社長が決定することとし、これにより取得されなかったB 1 種優先株式については、当該金銭対価取得請求権がなされなかったものとみなす。

(4) 金銭を対価とする取得条項（強制転換）

以下の各号に定める事由が生じた場合には、当社は、代表取締役社長が別に決定する日において、B 1 種優先株主又はB 1 種登録株式質権者の意思にかかわらず、法令上可能な範囲で、以下のそれぞれの算式に基づいて算出される取得価額（円位未満小数第1位まで計算し、その小数第1位を四捨五入する。）の金銭の交付と引換えにB 1 種優先株式の全部又は一部を取得することができる。なお、一部を取得するときは、比例按分その他代表取締役社長が決定する合理的な方法により、取得すべきB 1 種優先株式を決定する。

2025年1月17日まで（当日を含む。）に当社の運営するプロ野球球団の一般社団法人日本野球機構（NPB）への加入を株主総会の決議により決定した場合

取得価額 = B 1 種優先株式の払込金額10万円 × 1.5

2025年1月18日以後（当日を含む。）に強制転換事由が発生した場合

取得価額 = B 1 種優先株式の払込金額10万円 × 2

2030年1月18日以後（当日を含む。）（ただし、2030年1月17日以前（当日を含む。）に強制転換事由が発生している場合を除く。）

取得価額 = B 1 種優先株式の払込金額10万円

(5) 議決権

B 1 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(6) 種類株主総会

当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、B 1 種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(7) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、B 1 種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。当社は、B 1 種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

(8) 合併、株式交換又は株式移転の場合の措置

当社は、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは共同株式移転をするときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B 1 種優先株主又はB 1 種優先登録株式質権者に対し、B 1 種優先株式1株につきB 1 種優先残余財産分配額に相当する額の存続会社、新設会社又は完全親会社の株式及び金銭その他の財産が割当てられるようにする。

B 1 種優先株主又はB 1 種優先登録株式質権者に対してB 1 種優先残余財産分配額の全額に相当する額の割当株式等が割当てられた後に、なお当社の株主に割当てられる割当株式等がある場合には、B 1 種優先株主又はB 1 種優先登録株式質権者は、B 1 種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの割当株式等と同一の額の割当株式等の割当てを受ける。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2019年7月18日 (注1)	普通株式 100	普通株式 100	10,000	10,000	0	0
2019年12月2日 (注2)	普通株式 9,900	普通株式 10,000		10,000		0
2020年1月22日 (注3)	A1種優先株式 223 B1種優先株式 424	普通株式 10,000 A1種優先株式 223 B1種優先株式 424	32,350	42,350	32,350	32,350

(注)1. 当社の設立による出資金の払込みであります。

2. 2019年12月2日付の株式分割(1:100)による増加であります。

3. 有償第三者割当増資

発行価格 100,000円

資本組入金 50,000円

(4) 【所有者別状況】

【普通株式】

2020年2月10日現在

区分	株式の状況							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)				1				1	
所有株式数 (単元)									
所有株式数の割合 (%)				100				100	

【A1種優先株式】

2020年2月10日現在

区分	株式の状況							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)				19			88	107	
所有株式数 (単元)									
所有株式数の割合 (%)				17.9			82.1	100.0	

【B1種優先株式】

2020年2月10日現在

区分	株式の状況							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)				14			101	115	
所有株式数 (単元)									
所有株式数の割合(%)				13.0			87.0	100.0	

(5)【大株主の状況】

2020年2月10日現在

名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社BASE	東京都千代田区有楽町1-12-1	10,000	93.92
大橋 太	福島県いわき市	50	0.47
石井 勇	茨城県坂東市	30	0.28
高鍋 智之	福岡県北九州市	15	0.14
佐藤 文計	東京都港区	15	0.14
計		10,110	94.96

(注) 1. 所有株式数の上位6位の株主については、所有株式数が10株(発行済株式(自己株式を除く。))の総数に対する所有株式数の割合:0.09%を保有する株主が30名存在するため、所有株式数の上位5位までの株主を記載しております。

2. 所有株式に係る議決権を有する株主は株式会社BASEのみとなります。

(6)【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年2月10日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A 1種優先株式 223 B 1種優先株式 424		(1) [株式の総数等] に記載のとおり
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,000	10,000	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式			
発行済株式総数	10,647		
総株主の議決権		10,000	

【自己株式等】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

株主還元については、中期的な成長に向けた投資や財務基盤の安定化のための内部留保の充実を勘案しつつも、安定的・継続的に配当を行うよう努めます。

4【株価の推移】

当社は非上場会社でありますので、該当事項はありません。

5【役員の状況】

男性4名 女性0名（役員のうち女性の比率0%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	-	小林 太志	1983年5月11日	2006年 東日本旅客鉄道株式会社入社 2008年 横浜ベイスターズ入団 2015年 株式会社タカラレーベン入社 2019年 株式会社BASE入社	(注)1	
取締役	-	鈴木 克昌	1974年8月15日	2000年 弁護士登録（第二東京弁護士会） 2000年 濱田松本法律事務所（現：森・濱田松本法律事務所）入所 2004年 英国Linklaters法律事務所にて執務（～2005年） 2008年 森・濱田松本法律事務所パートナー 2018年 IBA（国際法曹協会）証券法委員会委員・M&A部会 議長	(注)1	
取締役	-	宮田 大志	1981年8月31日	2005年 株式会社リアファクトリー入社 2009年 有限会社スタジオデザート入社 2011年 株式会社シエロデザイン入社	(注)1	
監査役	-	櫻井 秀憲	1979年6月5日	2002年 新日本監査法人入社 2008年 税理士法人AKJパートナーズ入社 2013年 フロンティア・マネジメント株式会社 2014年 櫻井公認会計士事務所 株式会社キャピタルパートナーズ設立	(注)2	

(注)1．取締役の任期は、2019年7月18日就任後、10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

2．監査役の任期は、2019年7月18日就任後、10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社は監査役設置会社であり、取締役会による意思決定及び業務執行のもと、監査役が各取締役の経営を監査する体制を敷いております。

(2)【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

当社は、2019年7月18日に設立され、本有価証券届出書提出日現在において第1期の会計年度が終了しているものの、当該会計年度に係る計算書類等の作成が未了であるため、該当事項はありません。

【その他重要な報酬の内容】

当社は、2019年7月18日に設立され、本有価証券届出書提出日現在において第1期の会計年度が終了しているものの、当該会計年度に係る計算書類等の作成が未了であるため、該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

当社は、2019年7月18日に設立され、本有価証券届出書提出日現在において第1期の会計年度が終了しているものの、当該会計年度に係る計算書類等の作成が未了であるため、該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社は、2019年7月18日に設立され、本有価証券届出書提出日現在において第1期の会計年度が終了しているものの、当該会計年度に係る計算書類等の作成が未了であるため、該当事項はありません。

第5【経理の状況】

当社は、2019年7月18日に設立され、本有価証券届出書提出日現在において第1期の会計年度が終了しているものの、当該会計年度に係る計算書類等の作成が未了であるため、該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎事業年度末日
株券の種類	-
剰余金の配当の基準日	毎年12月31日
1単元の株式数	-
株式の名義書換え	
取扱場所	株式会社BASE沖縄野球球団 浦添球団事務所 沖縄県浦添市仲西一丁目3番25号
株主名簿管理人	-
取次所	-
名義書換手数料	-
新券交付手数料	-
単元未満株式の買取り	
取扱場所	株式会社BASE沖縄野球球団 浦添球団事務所 沖縄県浦添市仲西一丁目3番25号
株主名簿管理人	-
取次所	-
買取手数料	-
公告掲載方法	当社の公告方法は、官報としております。

	<p>(1) 対象となる株主 毎年、事業年度末日の株主名簿に記載されたA 1種優先株主様及びB 1種優先株主様を対象といたします。</p> <p>(2) 株主優待制度の内容 対象となる株主様の所有株式数に応じて以下のとおりとします（注1）。</p>			
	所有株式数	特典の内容（注2）		
		<特典> オーナー感謝祭 ご招待（注3）	<特典> 食事会ご招待 （注4）	<特典> VIPパス登録 （注5）
	1株以上4株以下	○		
	5株以上9株以下	○	○	
10株以上	○		○	
株主に対する特典	<p>○：付与される特典を示しています。</p> <p>（注1） 株主優待制度においては、A 1種優先株式とB 1種優先株式のそれぞれを区別して特典の付与を行いません。すなわち、A 1種優先株式とB 1種優先株式のいずれも所有している株主様は、それぞれの所有株式数に応じて特典が付与されます（なお、所有するA 1種優先株式の数とB 1種優先株式の数都合算されることはありません）。ただし、A 1種優先株式とB 1種優先株式のいずれも所有している場合であっても、同じ特典が重複して付与されることはありません。</p> <p>（注2） 特典をご利用になる場所までの交通費や、宿泊代その他一切の費用は特典に含まれません。</p> <p>（注3） <特典> オーナー感謝祭は、一年の感謝と報告をオーナー様（株主様）お伝えするため、毎年11月下旬に沖縄にて開催される予定です。琉球ブルーオーシャンズの監督、コーチ及び選手の全員が原則として参加し、株主様との交流を図ります。</p> <p>（注4） <特典> 食事会は、毎年11月に沖縄にて開催される予定です。株主様は、お食事をお楽しみになりながら、琉球ブルーオーシャンズの監督、コーチ及び選手と交流いただくことができます。</p> <p>（注5） <特典> VIPパスに登録された株主様は、琉球ブルーオーシャンズのキャンプ及び公開練習をベンチから観覧することができます（観覧の際には指定の身分証その他の株主様本人確認書類のご提示が必要です）。なお、観覧の回数に制限はありません。</p> <p>（注6） いずれの特典についても、有効期限はご案内に別途記載のとおりとさせていただきます。</p> <p>（注7） 特典の付与の対象となる株主様には、特典 及び については毎年9月を目処に、特典 については毎年1月下旬を目処に、郵送又はメールにてご案内をお送りいたします。</p> <p>（注8） 特典やご案内の盗難・紛失等の場合には、再度の付与や送付をいたしません。</p> <p>（注9） 特典のご利用は株主ご本人様に限定させていただきます。</p> <p>（注10） 株主優待制度の内容は当社の事業環境その他の事情により予告なく変更又は廃止されることがあります。</p>			

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第三部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

第四部【特別情報】

第1【最近の財務諸表】

当社は、2019年7月18日に設立され、本有価証券届出書提出日現在において第1期の会計年度が終了しているものの、当該会計年度に係る計算書類等の作成が未了であるため、該当事項はありません。

第2【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

監査報告書

当社は、2019年7月18日に設立され、本有価証券届出書提出日現在において第1期の会計年度が終了しているものの、当該会計年度に係る計算書類等の作成が未了であるため、当社の監査報告書は作成されておられません。